

令和5年

2月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和5年2月定例総会 会議録

1 日 時 令和5年2月14日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 総合文化センター 412号室

3 出席委員（26名）

	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員		
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員		
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員				21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（3名）

1番	佐藤 浩良	委員	10番	五十嵐直太郎	委員	20番	佐藤 耕造	委員
----	-------	----	-----	--------	----	-----	-------	----

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠  
主事 宇野銀哉  
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第6号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第7号 農用地利用集積計画について  
議第8号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について  
議第9号 非農地判断について  
議第10号 各証明願いについて

8 開 会

---

**開 会**  
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

ただいまから令和5年2月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。  
総会の開会に当たりまして、齋藤均会長職務代理者が挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 職務代理者  
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。  
今回の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。また、会長が欠席したときは職務を代理することとなっておりますので、齋藤会長職務代理者のほうからよろしくお願ひしたいと思います。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。  
本日の欠席委員は、1番、佐藤浩良委員、10番、五十嵐直太郎委員、20番、佐藤耕造委員の3名です。  
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。  
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

---

**◎議事録署名委員の選任**

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。  
選任の方法は議長にご一任願ひます。  
議事録署名委員に、21番、兼山宏勝委員、22番、高橋公基委員の両名にお願いいたします。

---

**◎報告事項**

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。  
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について9件、2、農地法第5条届出書の受理について2件、3、農地の現況等に係る照会に対する回答について1件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理について17件、以上、29件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。  
ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

---

### ◎議第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第6号 農地法第3条の規定による許可申請については、5件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。  
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、10ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条の第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田3番、保岡、庭田の田んぼ、畑、合計5筆を、相手方の要望、所有権移転、贈与になります。こちらは、受け人、渡し人は親戚関係で、贈与税については、税務署には相談済みと聞いております。

続きまして、松山4番、山寺の田んぼ6筆、その他、使用貸借権の設定で、再設定になります。続いて、平田地区になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田地区です。

平田1番、出し手と受け手の関係が親戚になります。受け手の〇〇と〇〇はご夫婦で農業をされています。相手方の要望、出し手の要望による所有権移転で贈与です。贈与税につきましては、相談済みということです。

平田2番、3番、関連になります。同じ出し手で、2番と3番の受け手の関係はご夫婦です。出し手との関係は、3番、〇〇の妹になります。こちら、両方とも相手方の要望で、出し手の要望になります。所有権移転で、どちらも贈与です。贈与税については、相談されているということです。以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

2月6日に第5班による農地調査委員会を行っております。

議第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。  
ご質問、ご意見のある方、お願いします。  
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。

議第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第6号については許可決定といたします。

---

### ◎議第7号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第7号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第7号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転3件、(2)利用権の設定31件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。  
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、11ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件の欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元の農業委員からあらかじめ確認していただいております。

1、一般事業、所有権の移転です。

公告予定年月日は、令和5年2月17日です。

上田1番、安田の田んぼ2筆、1万2,313平米、10アール当たりの対価が56万8,505円、総額で700万円になります。移転の時期、支払時期はともに令和5年2月27日です。譲受人の方は認定農業者となっております。

中平田1番、熊手島の田んぼ1筆、6,382平米、10アール当たりの単価が50万円、総額が319万1,000円です。移転の時期、支払時期はともに令和5年3月31日です。譲受人の方は認定農業者となっております。

袖浦1番、坂野辺新田の山林、現況は畑になっております。2筆、1,308平米、10アール当たりの単価が30万5,810円です。総額が40万円になります。移転の時期、支払時期はともに令和5年2月28日です。譲受人の方は認定農業者となっております。

12ページをご覧ください。

一般事業、利用権の設定です。

公告の予定年月日は、同じく令和5年2月27日です。

上田1番、1万円の10年、新規設定です。

中平田3番、1万円の5年の更新です。

酒田2番が、1万円の10年の切替えで、こちらは農地中間管理事業からの切替えになります。

新堀4番、1万円の1年、新規設定です。こちらは、令和6年から中間管理事業へ切替えの予定です。

続きまして、広野13番、14番、15番、16番、袖浦2番が関連で、受け人が同一人となります。いずれも1万円の10年、新規設定となります。

続きまして、浜中2番、3,409円の5年、新規設定です。

八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員 14ページになります。

八幡地区は、2件になります。

八幡4番は、賃借料は1万円、10年になります。

八幡5番は、更新になります。湯ノ台の田1筆、3,000円で3年間になります。

八幡地区は以上になります。

○松山総合支所 門脇調整主任

松山地区です。

松山3番、〇〇から、同じく〇〇へ、価格ですけれども、茗ヶ沢の前畑から、中ほどにあります下餅山谷地田99まで、5,000円と1万円が混在している状況で、残りの相沢の筆が2,500円、1年間の新規です。こちらですが、離農のために自作地を貸付けするもので、令和6年度の中間管理事業で利用権設定をする前のつなぎとして期間が1年間となっているものです。

以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田地区です。

平田13番、14番、同じ受け人になります。10アール当たり3,000円、10年の新規です。

平田15番、8,000円、10年の更新です。

平田16番から18番、同じ受け人になります。16番、17番が8,000円、10年の更新です。18番、8,000円、10年の新規です。

次のページです。

平田19番、受け手が農事組人〇〇になりますので、議事参与の制限を受けるものになります。賃借料3,000円、5年の新規です。

平田20番、1万円、10年の更新です。

平田21番から28番まで、受け手が土田治夫委員になりまして、こちらも議事参与の制限を受けるものになります。21番は1万円と8,000円が混在しておりまして、10年の更新です。22番から25番まで、賃借料が1万円、10年の更新です。平田26番は、1万円とゼロ円が混在しておりまして、10年の更新です。平田27番は、1万円、10年の新規です。平田28番、こちらは1万円と8,000円が混在しておりまして、10年の新規です。

平田29番と30番は、同じ受け人になります。29番は、ゼロ円と1万円が混在しておりまして、11年の更新です。平田30番、こちらは先ほど18条6項で解約があったものになります。1万円、10年の新規です。

以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第7号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。14番、土田治夫委員、26番、後藤保喜委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。

14番、土田治夫委員、26番、後藤保喜委員に退席を求め、暫時休憩します。

午前9時53分 休憩

午前9時53分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

質疑に入ります。

14番、土田治夫委員、26番、後藤保喜委員に関する議案書16ページ、平田19番、21番、22番、23番、17ページ、24番、25番、26番、27番、28番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

平田19番、21番、22番、23番、24番、25番、26番、27番、28番の議事参与制限の計画案について、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、平田19番、21番、22番、23番、24番、25番、26番、27番、28番の議事参与の制限の計画案については、計画決定といたします。

ここで、14番、土田治夫委員、26番、後藤保喜委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前9時54分 休憩

午前9時54分 再開

○齋藤 均 議長

再開いたします。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第7号、これまで計画決定した議事参与の制限以外の議案について、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について、計画決定といたします。

## ◎議第8号 農地中間管路事業農用地利用配分計画案について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第8号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第8号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、その案を作成することが求められているものであります。  
詳細について担当が説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、19ページをご覧ください。

既に農地中間管理機構に利用権が設定されている農地について、その耕作者を変更したい場合には、従来どおりの配分計画によってその借受者を決定していくものになるため、耕作者の変更の案についてご審議いただくものです。配分計画が議決された後は、その案を機構に送付して、利害関係人への意見の聴取などの手続を経た後、4月25日の県知事公告をもって賃貸借の効力が発生することになります。

計画案の見方をご説明いたします。

表の左側に示されているのが新たな借受者でございます。表の右端に従来の借受者が示されています。契約年数は、前の契約から引き継ぐため残期間が設定されています。

今回移転する農地は、合計で123筆、30万229平米で、新たな借受者の実数は36名、うち法人が5法人です。移転の主な理由としては、作業の効率化や農地集約、加えて経営移譲のためになっております。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第8号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。14番、土田治夫委員、15番、佐藤秀之委員、16番、飯塚将人委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。

3名に退席を求め、暫時休憩します。

午前9時58分 休憩

午前9時58分 再開

○齋藤 均 議長 再開します。

質疑に入ります。

退席した3名に関連する議案書20ページ、NO. 3-1、4-1、議案書21ページ、NO. 15-1から16-1まで、議案書24ページ、ナンバー42-1、43-1の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

- 齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
14番、土田治夫委員、15番、佐藤秀之委員、16番、飯塚将人委員に関連する計画について、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 齋藤 均 議長  
異議ないようですので、3名の委員に関連する計画案については、計画決定といたします。  
ここで、3名の委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時00分 休憩

午前10時00分 再開

- 齋藤 均 議長 再開いたします。  
続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。  
ご質問、ご意見のある方、お願いします。  
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

- 齋藤 均 議長  
ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
議第8号、これまで計画決定した議事参与の制限以外の議案について決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 齋藤 均 議長  
異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について決定といたします。  
これで議第8号は、全て計画決定となりました。

---

### ◎議第9号 非農地判断について

- 齋藤 均 議長  
続きまして、議第9号 非農地判断についてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

- 村岡事務局長  
議第9号 非農地判断について、遊休農地に関する措置において、その土地の状況が農地として再生利用困難と見込まれるものについて農地台帳から除外することとなっているため、その判断を求めるものでございます。  
詳細は担当が説明いたします。

- 安倍農地係長  
例年、農地法第30条に基づき実施している農地利用状況調査(農地パトロール)において、非農地化が著しく進み、再生利用が困難と見込まれると区分した土地については、農林水産省措置に基づき農地台帳からの除外を行うことになっております。

今回、非農地判断の審議をいただく土地は、26ページのとおり、1番の八幡地区の4筆、7,743平米と松山地区の1筆、3,486平米で、農地パトロールにおいて再生利用が困難と確認した土地であります。

また、当該地に係る影響について、多面的機能支払交付金、農業者年金、中山間直接支払交付金、経営所得安定対策、土地改良区決済金などに支障がないことを確認しております。

なお、詳細については、スライドでご説明いたします。

(スライドを映写)

以上になります。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、現地調査の結果を確認いたします。

地元農業委員から現地調査の結果を報告願います。

1番を3番、池田良之委員、お願いします。

○3番 池田良之委員

3番、池田です。

対象地となっている泥沢字滝ノ下の農地については、十数年前から草刈りが行われなくなり、後継者も山形市在住のため荒廃が進んで、ここ数年で原野化して灌木類が生育して、農地に再生するのは困難な状況になっています。所有者への意向調査の回答は異議なしとなっております。また、事務局で調査した結果、八幡地区の互助制度に加入しているようでしたが、本人に内容を説明して了解を得ており、周囲への影響もないことから、非農地とすることに問題ないと思われま

○齋藤 均 議長

ありがとうございます。

続いて、2番を12番、池田耕委員、お願いします。

○12番 池田 耕委員

12番、池田です。

山寺字見初沢109の1については、市道と山林と河川に囲まれた農地で、長年耕作されることなく、原野化しており、近隣に農地等もないことから、非農地とすることに問題ないと思われま

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第9号 非農地判断について、農地調査委員会では、審議及び協議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第9号 非農地判断についてを、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 齋藤 均 議長  
異議ないようですので、議第9号について決定といたします。

---

### ◎議第10号 各証明願いについて

- 齋藤 均 議長  
続きまして、議第10号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

- 村岡事務局長  
議第10号 各証明願いについては、3件の証明願の提出がありましたので、交付の可否を決定しようとするものであります。  
詳細について、担当が説明いたします。

- 安倍農地係長  
この案件では、農地の贈与に係る税金の納税猶予を継続する申請の際に必要な証明書の交付願があったことにより、その可否についてご審議いただくものです。  
納税猶予を受けている方は、3年ごとに税務署へ猶予継続の手続を行うことが必要です。その手続には、農業委員会が発行する証明書の添付が必要になるため、3年ごとに引き続き農業経営を行っているか、引き続き貸付けを行っているかについて審議し、証明書を交付するものです。  
それでは、酒田1番、願い出人は黒森の〇〇で、対象は黒森の農地5筆です。全て特定農地貸付けを行っている状況でございます。  
酒田2番、願い出人は大豊田の〇〇で、対象は大豊田の農地6筆です。うち1筆は特定農地貸付けで、その他は自作となっております。  
酒田3番、願い出人は漆曾根の〇〇で、対象は漆曾根の農地3筆です。自作していることを細目書等で確認しております。  
以上です。

- 齋藤 均 議長  
質疑に入る前に、状況確認の内容を確認いたします。  
地元農業委員から確認の結果を報告願います。  
酒田1番、佐藤良委員、お願いします。

- 17番 佐藤 良委員  
17番、佐藤です。  
納税猶予が適用されている農地は、全て貸付けしており、農地も適正に管理されていますので、証明書の交付は妥当と考えます。  
よろしくご審議お願いいたします。

- 齋藤 均 議長  
酒田2番、24番、三浦ひとみ委員、お願いします。

- 24番 三浦ひとみ委員  
24番、三浦ひとみです。  
納税猶予が適用されている農地は一部貸付けしておりますが、こちらも含めて適正に管理されておりますので、証明書の交付は妥当と考えます。  
よろしくご審議お願いいたします。

- 齋藤 均 議長  
酒田3番、23番、高橋義弘委員、お願いします。

○23番 高橋義弘委員  
23番、高橋義弘です。  
納税猶予が適用されている農地は、営農され適正に管理されていますので、証明書の交付等は妥当と  
考えます。  
よろしくご審議をお願いいたします。

○齋藤 均 議長  
農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員  
16番、飯塚です。  
議第10号 各証明願いについて、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、交付することに特に  
問題は無いとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長 それでは、質疑に入ります。  
ご質問、ご意見のある方、お願いします。  
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長  
ないようですので、質疑を打ち切ります。  
採決に入ります。  
議第10号 各証明願いについて、証明書を交付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長  
異議ないようですので、議第10号 各証明願いについては交付決定といたします。

---

## 閉 会

○齋藤 均 議長  
以上をもちまして、令和5年2月定例総会を閉会いたします。

(午前10時17分 閉会)